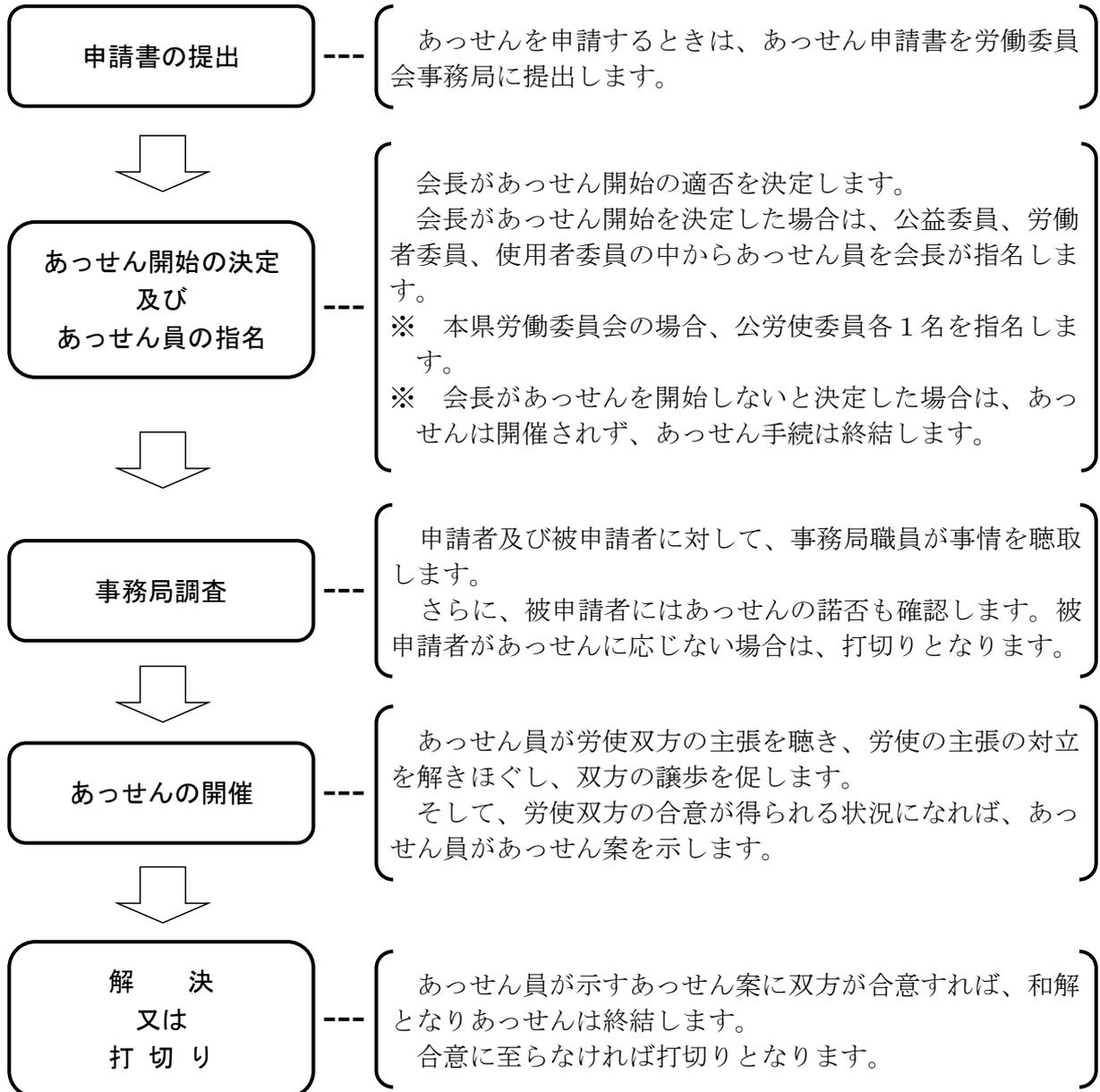


第 5 章 個別的労使紛争のあつせん

第1 概要

労働者個人と使用者との間で生じた労働関係に関する問題（例えば、解雇、パワハラ・嫌がらせ、賃金未払など）について、あっせんを行っています。労働者、使用者のどちらからでも申請できます。

○あっせんの流れ



【注意事項・参考事項】

- 1 あっせん申請は、いつでも取り下げることができます。
- 2 本県労働委員会では、あっせん申請から終結までの目標処理期間を、30日と定めています。

第2 概況

令和7年の取扱件数は、新規申請5件で、結果は解決2件、打ち切り3件でした。

紛争内容別では、「解雇・雇止め」が4件、「労働条件等」及び「その他」が各2件、「懲戒処分」、「経営・人事その他」及び「職場の人間関係」が各1件で、業種別では、「農業・林業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「宿泊業、飲食サービス業」が各1件でした。

1 あっせん事件取扱件数

係 属			終 結 状 況						次 年 繰 越
前 年 繰 越	新 規	計	解 決		打 切 り	取 下 げ		不 開 始	
			あ自 つ主 せ解 ん決 中	あ受 つせ ん案 諾		あ指 つせ ん 員前	あ指 つせ ん 員後		
—	5	5	—	2	3	—	—	—	0

2 紛争内容別取扱件数

経営・人事				賃金等				労働 条件等	職場の 人間関係 (パワハラ等)	その他
解雇 ・ 雇止め	懲戒 処分	退職	その他	賃金 未払い	一時金	退職 一時金	その他 賃金			
4	1	—	1	—	—	—	—	2	1	2

(注) 1件の事件に複数の内容を含む場合があるため、あっせん事件取扱件数と紛争内容別取扱件数の合計は一致しない。

3 業種別取扱件数

農業、林業	建設業	製造業	卸売業、 小売業	教育、 学習支援業	医療、福祉	サービス業	その他
1	—	—	—	1	1	—	2

(注) その他は、「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「宿泊業、飲食サービス業」が各1件。

第3 個別あっせん事件一覧

事件番号	申請者	あっせん事項	申請年月日	開始年月日	あっせん回数	あっせん結果	終結年月日	所要日数	あっせん員(公)(労)(使)	業種別
7・1号	労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・解雇撤回 ・撤回できない場合、数ヶ月分の給与相当額の支払い 	7・3・4	7・3・5	1	解決	7・3・26	23	山口 ・坂元 ・河野	医療、福祉
7・2号	労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・慰謝料等の損害賠償 	7・6・16	7・6・17	0	打切り	7・6・30	15	八重尾 ・吉岡 ・税田	農業、林業
7・3号	労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署へ申告後、不利益な取り扱いをされたことへの謝罪 ・パワハラ調停の加害者の処分の軽視に対する説明 ・上記の精神的・経済的損害に対する補償金の支払い 	7・7・4	7・7・8	0	打切り	7・7・28	25	八重尾 ・吉岡 ・税田	教育、学習支援業
7・4号	労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・解雇無効 ・未払賃金や慰謝料の支払い 	7・9・4	7・9・8	0	打切り	7・9・26	23	八重尾 ・吉岡 ・河野	鉱業、採石業、砂利採取業
7・5号	労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・懲戒処分を取り消し ・懲戒処分期間中の給与支払い ・有給休暇分の給与支払い 	7・9・19	7・9・24	1	解決	7・11・5	48	金丸 ・中川 ・見戸	宿泊業、飲食サービス業

